

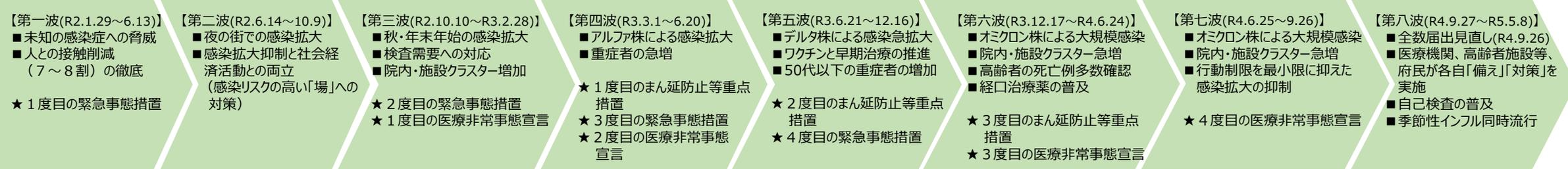
大阪府新型コロナウイルス感染症対応（概要）

大阪府健康医療部作成
「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書～今後の感染症によるパンデミックに向けて～」
（令和4年12月27日（令和5年6月19日一部改定））より抜粋

大阪府の保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症の対応（第一波～第八波）

5/8
5類感染症へ移行

感染の波の主な特徴



検査体制・病床の確保 → 災害級非常事態に向けた医療確保 → 医療へのアクセス確保・オール医療体制づくり → Withコロナ体制への転換

ワクチン接種の推進

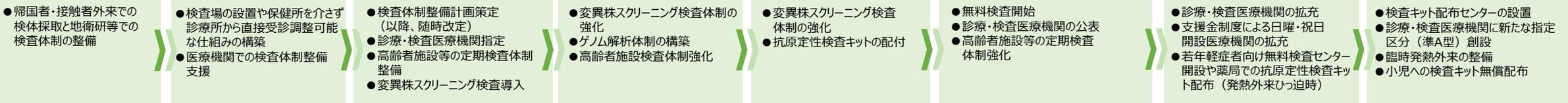
自宅療養者への支援強化

高齢患者への支援強化

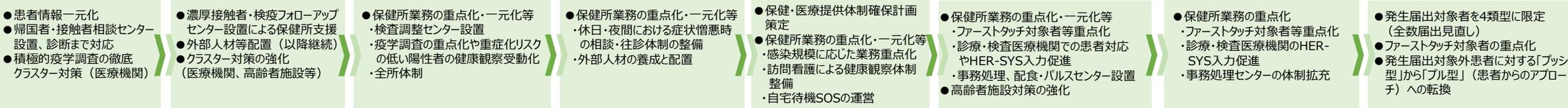
感染対策



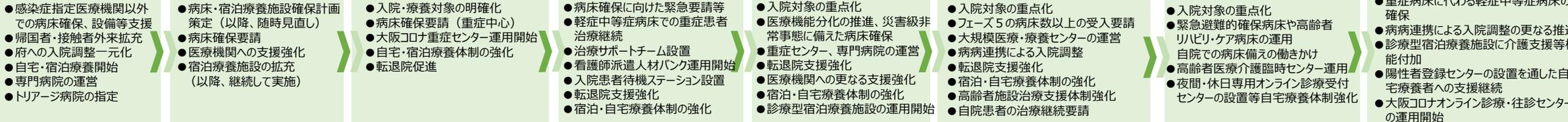
検査体制



保健所業務等



医療養体制



● 医療機関等へ備蓄物資供給

物資
ワクチン

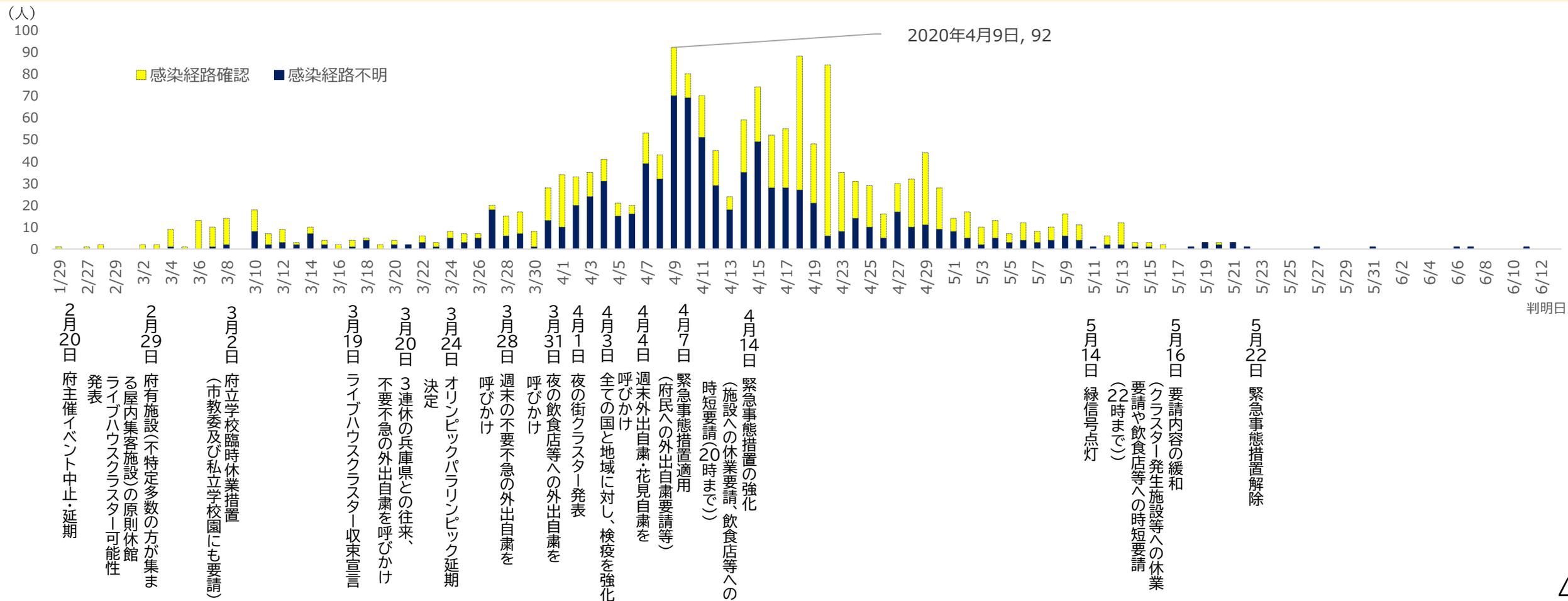
● ワクチン接種推進体制の整備 → ● 医療従事者等優先接種及び初回接種の推進 → ● 追加接種の推進（3回目・4回目・令和四年秋開始接種）

※第七波は、全数届出がなされていた9月25日までの、第八波は、感染症法上の位置づけ変更前の5月7日までの新規陽性者数を公表した日までとする

感染・療養状況

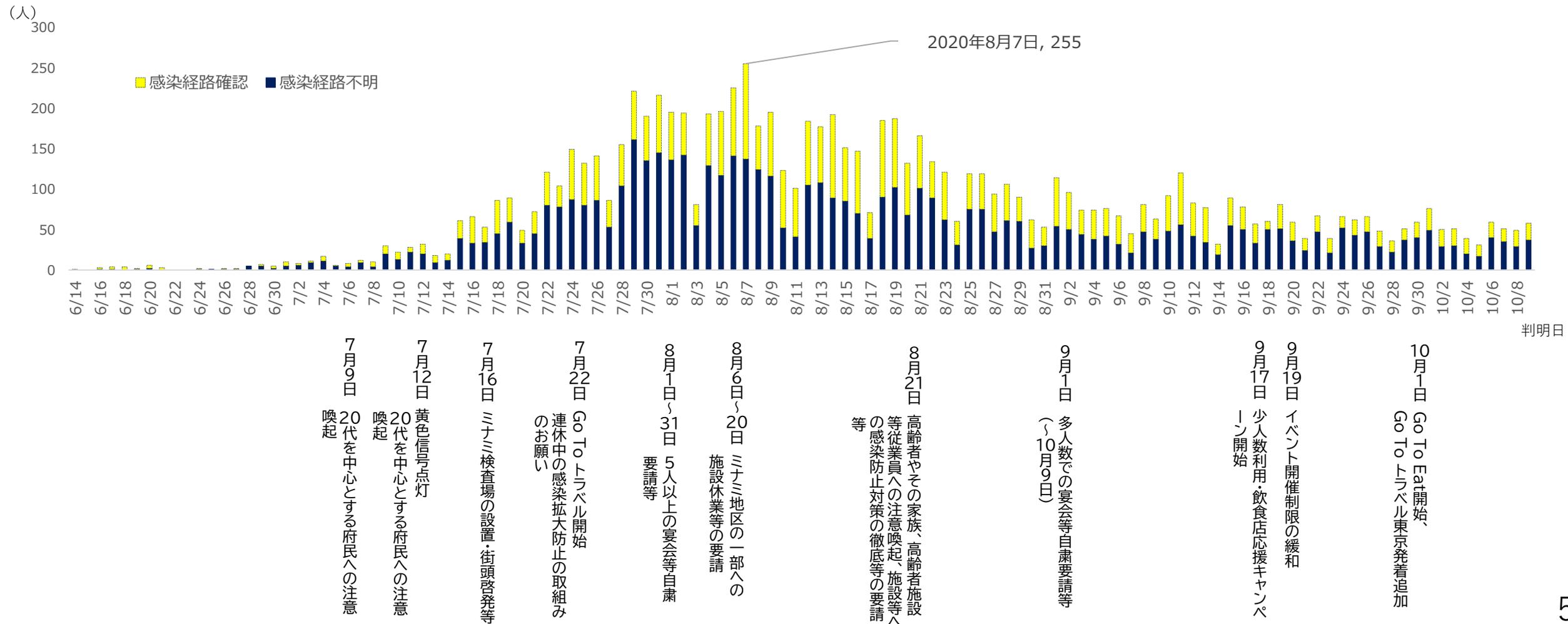
第一波 新規陽性者数の推移

- ◆ 1月29日に府内で初の感染者確認。2月下旬にライブハウス関係のクラスター（2月下旬～3月上旬）が発生（3月19日収束宣言）。
- 3月に入り、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生。
- また、春休みに伴う海外往来が増加し、3月中旬から下旬にかけて海外由来の感染拡大が増加。
- 加えて、3月中下旬から、接待を伴う飲食店の関係者・滞在歴のある者及びその濃厚接触者等の陽性者が複数確認。
- 4月以降、医療機関クラスター等も含めた複数のクラスターが発生。



第二波 新規陽性者数の推移

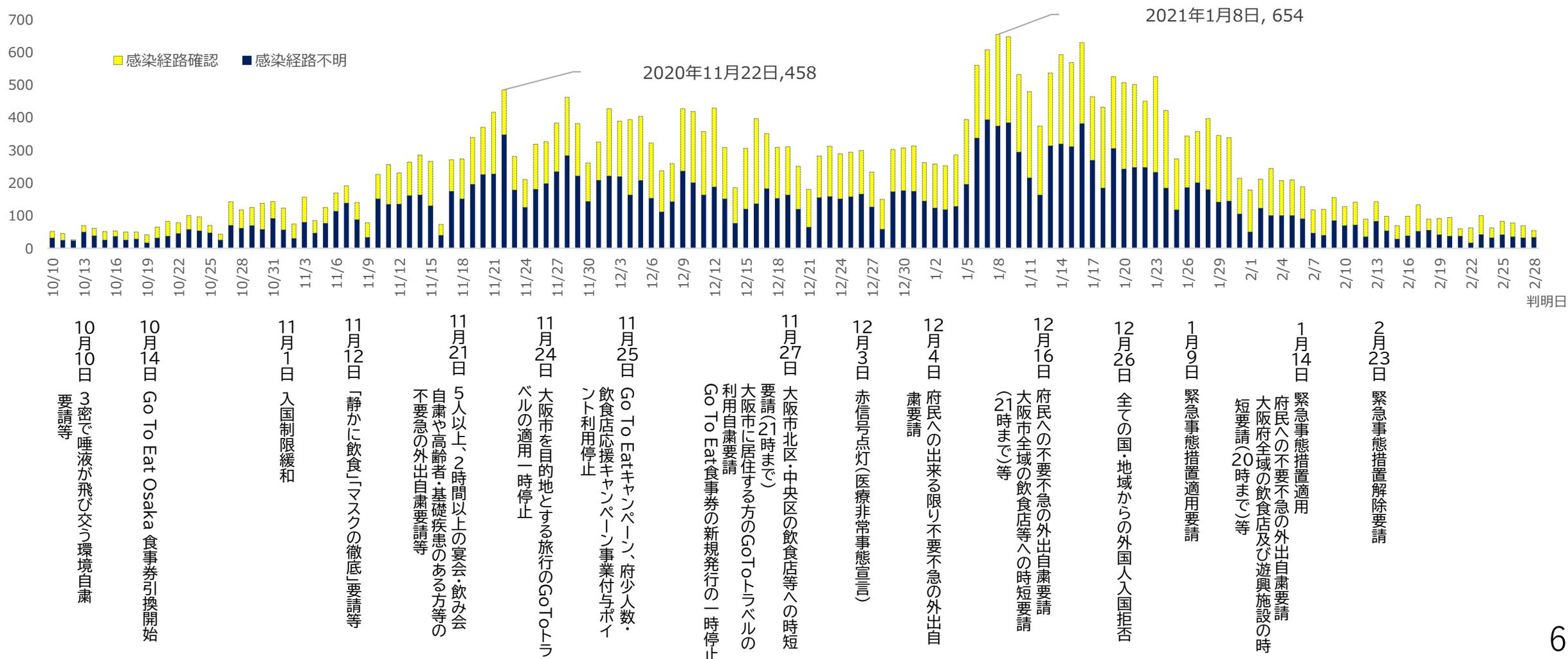
- ◆ 東京都（新宿由来）の感染拡大から、大阪府をはじめ各地域に感染が伝播。
- ◆ 6月中旬以降、20代の若者を中心として夜の街の関係者及び滞在歴がある人の感染が拡大。
7月以降、幅広い年代層で、接待を伴う店だけではなく、居酒屋・飲食店の滞在歴のある人の感染が急速に拡大。
感染拡大期の陽性者に占める夜の街関係者・滞在歴がある人の割合は、3割程度に及んだ。
- ◆ 7月以降、医療機関に加え、高齢者施設でクラスターが多く発生。



第三波 新規陽性者数の推移

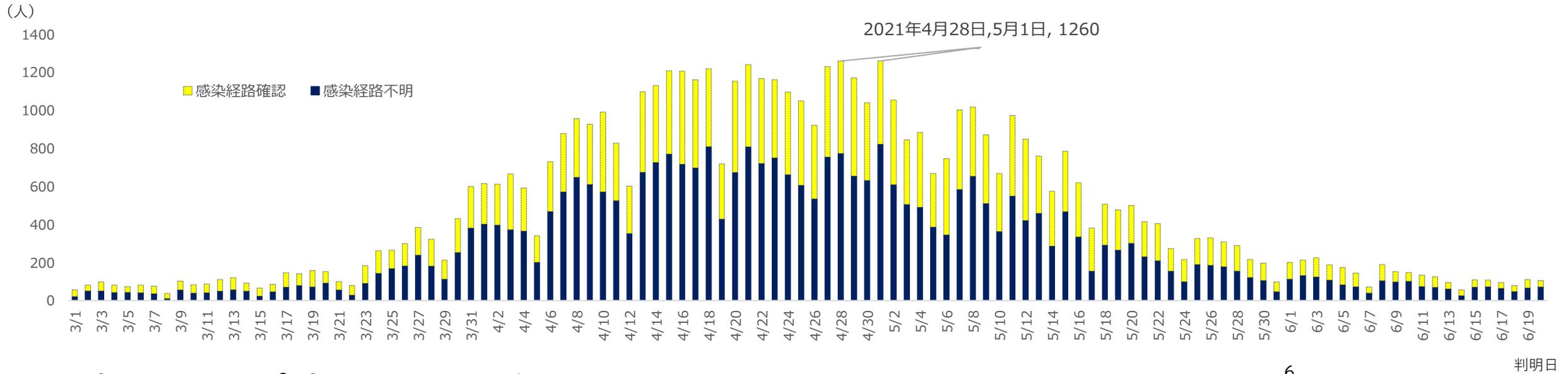
- ◆ 10月中旬から全年代で同時に感染が拡大。高齢者施設や医療機関ではクラスターが多く発生。感染拡大に伴い、医療提供体制がひっ迫したことから、大阪モデルに基づき、12月3日に赤信号を点灯、「医療非常事態宣言」を発出。
- ◆ 20・30代の若者を中心に年始から感染が再拡大し、1月14日から2度目の緊急事態措置が適用（3月1日解除）。

(人)



第四波 新規陽性者数の推移

◆ 3月中旬から、緊急事態措置解除によるリバウンドと、恒例行事による感染機会の増加、アルファ株への置き換わり等を背景として、感染が急拡大。



6月1日 緊急事態措置延長(～6月20日)
府全域の飲食店等に対して、休業要請又は
営業時間短縮(20時まで)要請
その他の施設には、平日は時短要請・土日は
休業要請又は時短協力依頼等

4月25日 緊急事態措置適用
府全域の飲食店等に対して、休業要請又は
営業時間短縮(20時まで)要請
その他の施設には、休業要請又は時短協力依頼
等

4月20日 緊急事態措置適用要請

4月15日 大学等でのオンライン授業実施や
学校での部活動休止要請

4月8日 不要不急の外出移動自粛要請

4月7日 赤信号点灯(医療非常事態宣言)

4月5日 まん延防止等重点措置適用
重点措置を講じるべき区域(大阪市)での
飲食店等への時短要請(20時まで)
※市外は21時まで要請
市内・府外との外出・移動自粛要請等

4月1日 府全域の飲食店等への時短要請(21時まで)等

3月31日 まん延防止等重点措置要請

3月22日 首都圏との往来自粛の呼びかけ

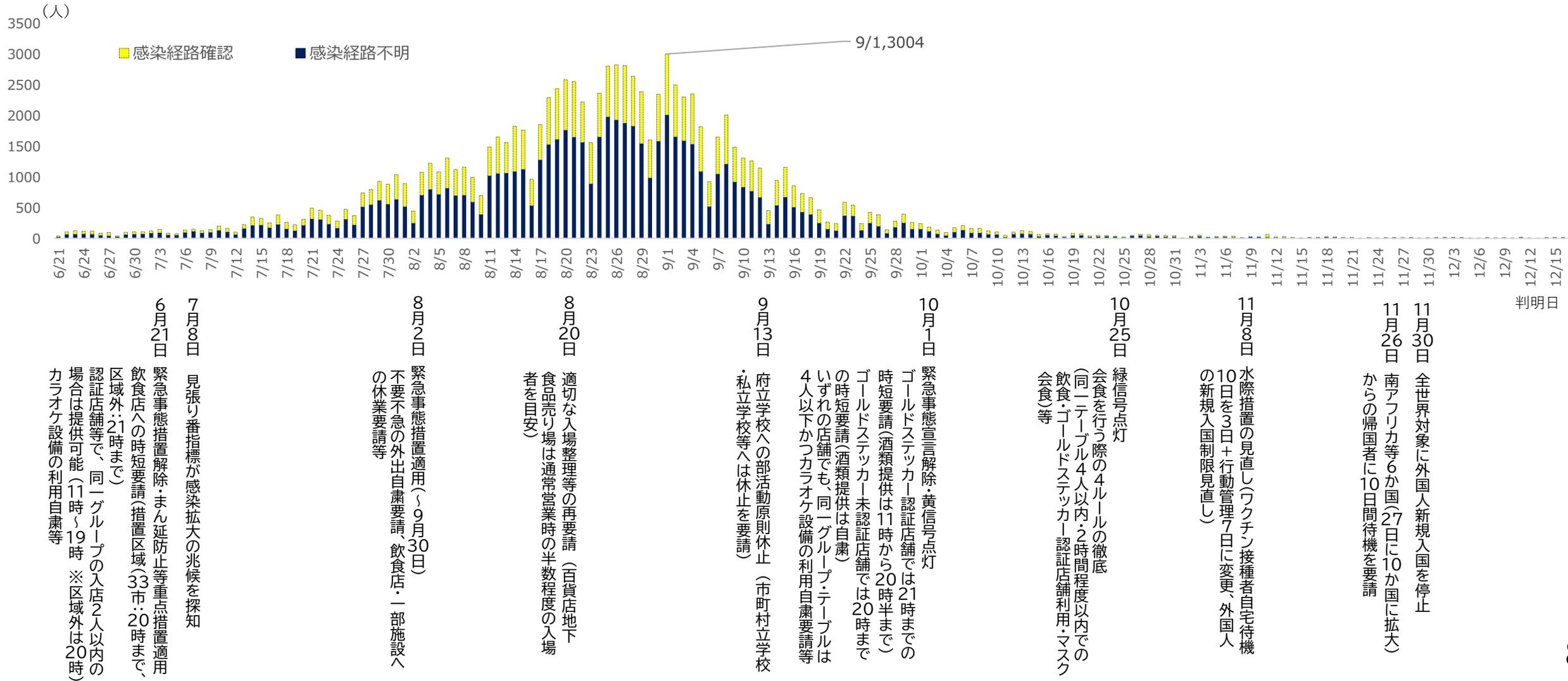
3月20日 見張り番指標が感染拡大兆候を探知

3月1日 緊急事態措置解除 黄信号点灯

4人以下でのマスク会食の徹底
府民への不要不急の外出自粛や飲送迎会・謝恩
会・宴会に伴う花見の自粛要請
大阪市全域の飲食店等への時短要請
(21時まで)等

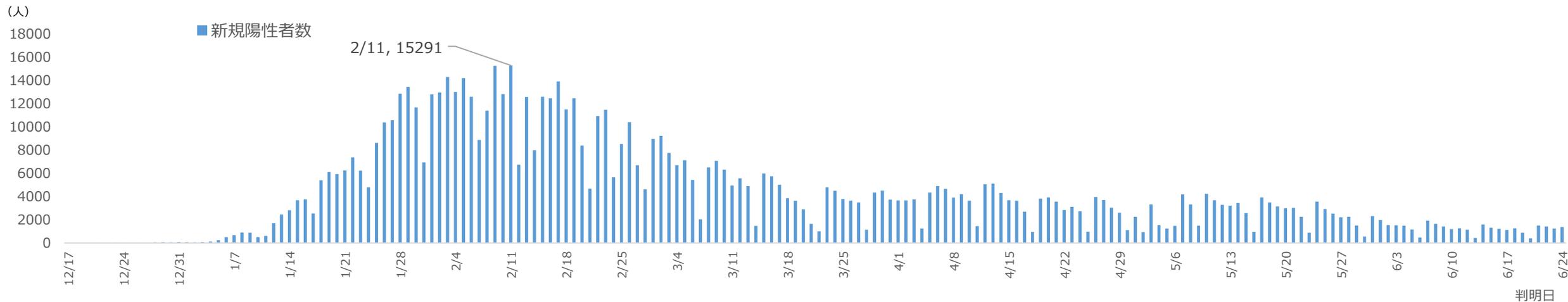
第五波 陽性者数の推移

- ◆ 感染力が高いとされるデルタ株の影響により、急速に感染が拡大し、過去最多の3,004名/日を記録。デルタ株による影響で、大型商業施設のような、感染防止対策を講じている場所において、3密のいずれかに該当するケースでの感染が確認され、10代未満の感染者も増加。クラスターでは、児童施設関連、大学・学校関連、企業事業所関連の割合が大きく増加。



第六波 陽性者数の推移

◆ デルタ株よりも感染力が高いとされるオミクロン株の影響により、これまでに類を見ない速度で感染が急拡大し、1日1万人を超える大規模感染が約1か月にわたり継続。濃厚接触者も大規模に発生し、社会機能維持に大きな影響を及ぼした。10代以下にも感染が拡大。医療機関や高齢者施設クラスターが多数発生し、高齢者にも感染が拡大した。



1月6日 見張り番指標が感染拡大の兆候を探知

1月8日 黄信号点灯

1月24日 赤信号点灯
 または時短要請(20時まで)・酒類提供自粛
 同一テーブル4人以上(ただし、対象者全員検査で陰性確認時は同一テーブル5人以上も可)
 2時間程度以内等
 その他店舗:時短要請(20時まで)・酒類提供自粛
 同一グループ・同一テーブル4人以上
 2時間程度以内等

1月27日 まん延防止等重点措置適用(3月21日)
 GS認証店舗:時短要請(21時まで)・酒類提供(20時半まで)

2月8日 医療非常事態宣言

2月21日 オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策
 (高齢者施設・高齢者対策)の追加

3月22日 まん延防止等重点措置解除
 年度替わりの集中警戒期間(4月24日)
 GS認証店舗:同一テーブル4人・2時間以内
 (ただし、対象者全員検査で陰性確認時は同一テーブル5人以上も可)
 その他の店舗:同一グループ・同一テーブル4人・2時間程度以内
 高齢者施設:高齢者対策の継続 会食を行う際の4ルール遵守等

4月4日 見張り番指標が感染拡大の兆候を探知

4月25日 黄信号点灯

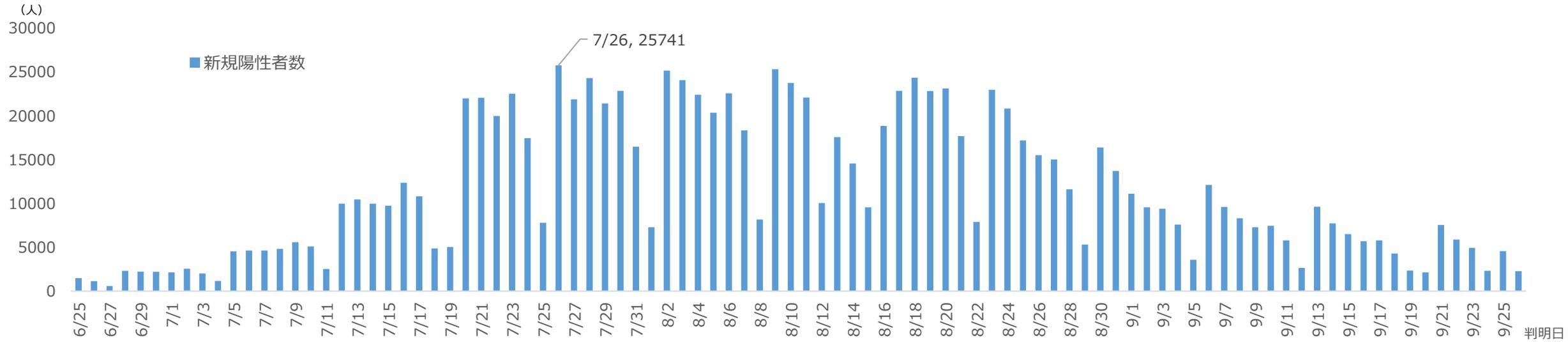
5月10日 見張り番指標が感染拡大の兆候を探知

5月23日 緑信号点灯

府民等への要請(7月11日)
 GS非認証店舗:同一グループ・同一テーブル4人・2時間程度以内
 高齢者施設・高齢者対策の継続、感染防止対策の徹底等

第七波 陽性者数の推移

◆ オミクロン株BA.5系統への置き換わりに伴い、1日当たり新規陽性者数2万人を超過する状態が1か月にわたり続いた。8月下旬から陽性者数が減少に転じた。



6月25日 見張り番指標が感染拡大の兆候を感知

7月11日 黄信号点灯
府民等への協力要請(7月12日~)
・高齢者・高齢者と日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
・高齢者施設での面会は原則自粛等

7月27日 赤信号点灯・医療非常事態宣言
府民等への協力要請(7月28日~)
・高齢者は、不要不急の外出を控える
・高齢者と日常的に接する方は、感染リスクが高い行動を控える等

8月28日 府民等への協力要請
・高齢者・高齢者と日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控える等

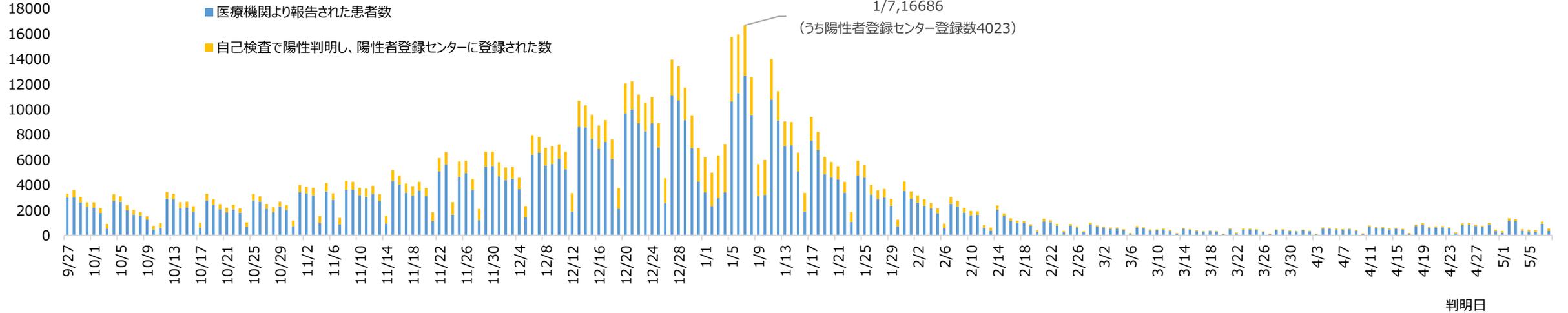
9月14日 黄信号点灯・医療非常事態宣言解除
府民等への協力要請(9月15日~)
・高齢者・高齢者と日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
・高齢者施設での面会時は、感染防止対策の徹底等

9月26日 全数届出見直し(全国一律)

第八波 陽性者数の推移

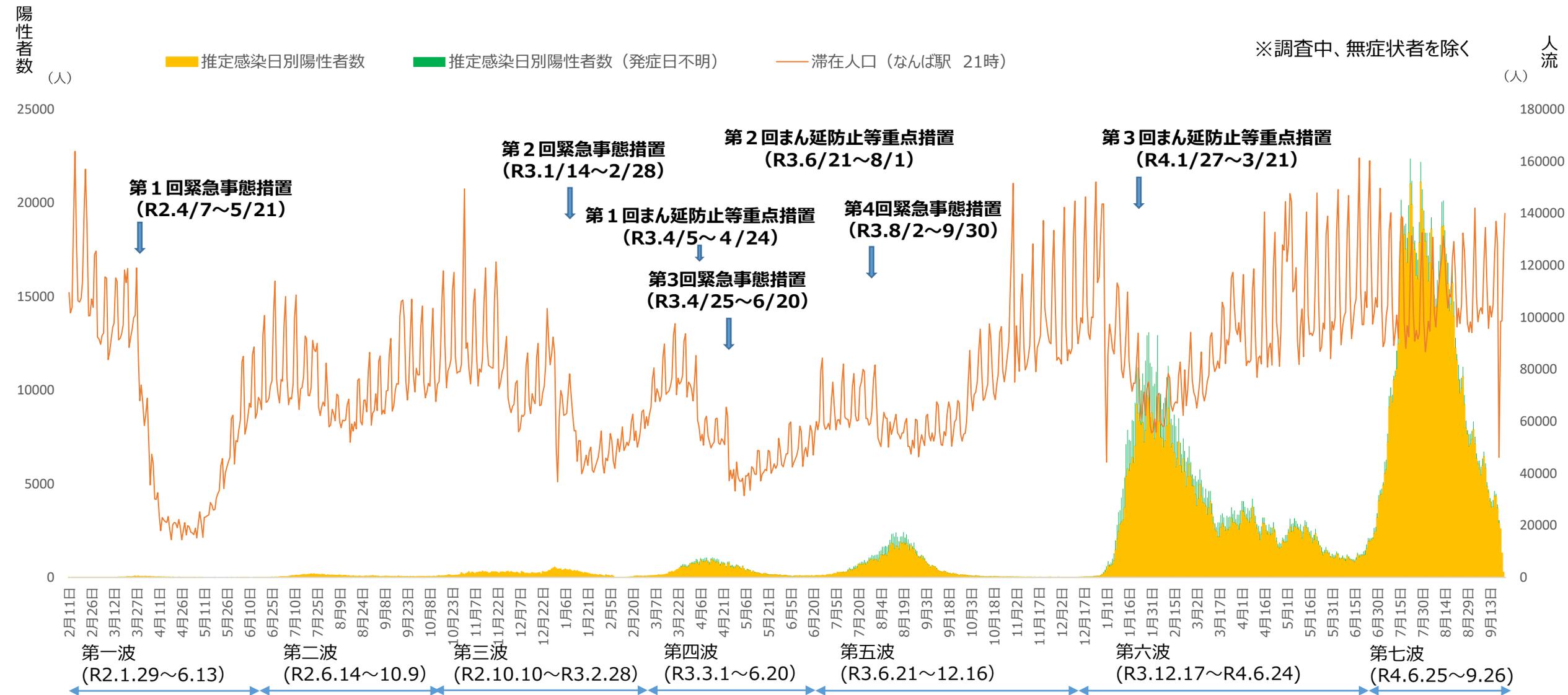
◆ 年末年始にかけ、新規陽性者数が1日1万人以上と感染が拡大。その後、1月上旬に陽性者数が減少に転じた。

(人)



- 9月26日 全数届出見直し(全国一律)
- 10月11日 緑信号点灯
府民等への協力要請(10月12日～)
・早期のワクチン接種(5～11歳の子どもを含む)の検討(法に基づかない働きかけ)
・高齢者等はインフルエンザワクチン接種を検討等
水際措置の緩和
- 11月8日 黄信号点灯
府民等への協力要請(11月9日～)
・早期のワクチン接種の検討
・高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること等
- 12月26日 赤信号点灯
府民等への協力要請継続(12月27日～)
- 12月30日 水際措置一部強化(以降、1月8日、12日に強化)
- 1月31日 黄信号点灯
府民等への協力要請継続(2月1日～)
- 2月24日 緑信号点灯
府民等への協力要請継続(3月13日～)
・マスク着用の考え方の見直しを受けた変更
- 3月1日 水際措置緩和(以降、4月5日、29日に緩和)
- 5月8日 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけ変更(全国一律)
水際措置終了

推定感染日別陽性者数と人流（夜間）（第七波まで）



※調査中、無症状者を除く

※推定感染日（第六波以降）：発症日から3日前と仮定、有症状で発症日が確認できなかった事例について、陽性判明日から7日遡って算出
 オミクロン株感染例の潜伏期間解析結果に基づく（R4.1.13国立感染症研究所「SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統（オミクロン株）」について（第6報）」より
 ※推定感染日（第四波・第五波）：発症日から6日前と仮定、有症状で発症日が確認できなかった事例について、陽性判明日から13日遡って算出
 潜伏期間は1-14日間（一般的には約5-6日）とされていることから、6日前と仮定（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R2.5.25変更）」より）
 ※全数届出見直しに伴い、全患者の個別情報は把握していないため、第八波は記載していない。

※人流は、駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント【出典：株式会社Agoop】